

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示について

2026年6月1日

あすてるカンゴ竹ノ塚

当訪問看護ステーションでは、在宅での療養を行っているご利用者の診療情報等について、連携機関（他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業所もしくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者もしくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等）とICT（情報通信技術）を用いて共有し、常に確認できる連携体制をとっています。

訪問看護医療情報連携加算 1,000円/月

●施設基準

1. ご利用者の診療情報等について連携機関とICTを用いて共有し、常に確認できる体制を有していること。
2. 記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
3. 診療情報等の共有は利用者が同意した参加者のみで行われること。
4. 参加者の範囲が随時設定可能であること。
5. 参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示されるICTを用いること。

以上